

| | | | |
|--------|-----------------------------------|--|-------|
| 会議名称 | 平成18年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 | | |
| 日時 | 平成18年10月27日(金) 14時30分～17時 | | |
| 場所 | 杉並区役所 第4会議室(中棟 6階) | | |
| | 委員 | 江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、武田委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、宮原委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員 | |
| | 実施機関 | 本橋課税課長、神保納税課長、田部井介護予防課長、武笠介護保険課長、小林障害者施策課長、渡辺健康推進課長、森山清掃事務所方南支担当課長、渡辺学務課長、赤井社会教育スポーツ課長、大森区政相談課長、齋木中央図書館次長、佐野子育て支援課長 | |
| | 事務局 | 南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長 | |
| 傍聴者 | 0名 | | |
| 配付資料 | 事前 | <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 追加報告・諮問事項 | |
| | 当日 | <ul style="list-style-type: none"> 会議次第 | |
| 次 第 | 1 平成18年度第2回会議録の確定 | | |
| | 2 諮問・報告事項 | | |
| | | 特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について | 諮問 15 |
| | | 公売に関する業務の登録について(追加) | 報告 15 |
| | | 公売に関する業務の外部委託について | 諮問 16 |
| | | ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業に関する業務の登録について(追加) | 報告 16 |
| | | ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業システムに記録する個人情報項目について(新規) | 諮問 17 |
| | | 介護予防事業に関する業務の外部結合について | 諮問 18 |
| | | 介護保険請求データ伝送システムに記録する個人情報項目について(新規) | 諮問 19 |

| | | |
|---|---------------------------------------|---------------------|
| 次 第 | こども発達センター（たんぽぽ園）通所児童に関する業務の登録について（追加） | 報告 17 |
| | 保健衛生各種衛生学級・講習会に関する業務の登録について（追加） | 報告 18 |
| | 各衛生学級・講習会参加者台帳システムに記録する個人情報項目について（新規） | 諮問 20 |
| | ごみ収集・資源回収（し尿収集）に関する業務の外部提供について | 諮問 21 |
| | 就学児童・生徒情報等管理システムに記録する個人情報項目について（新規） | 諮問 22 |
| | 講演会・講習会・施設見学会等に関する業務の外部委託について | 諮問 23 |
| | 図書等の貸出・利用の登録に関する業務の登録について（追加） | 報告 19 |
| | 図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について | 諮問 24 |
| | 杉並区立図書館電算システムに記録する個人情報項目について（新規） | 諮問 25 |
| | 指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて | 諮問 26 |
| | すぎなみ子育てサイトに関する業務の登録について（新規） | 報告 20 |
| | すぎなみ子育てサイトに関する業務の外部委託について | 諮問 27 |
| | すぎなみ子育てサイトに記録する個人情報項目について（新規） | 諮問 28 |
| | 審 議 結 果 | 公売に関する業務の登録について（追加） |
| ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業に関する業務の登録について（追加） | | |
| こども発達センター（たんぽぽ園）通所児童に関する業務の登録について（追加） | | |
| 保健衛生各種衛生学級・講習会に関する業務の登録について（追加） | | |
| 図書等の貸出・利用の登録に関する業務の登録について（追加） | | |
| すぎなみ子育てサイトに関する業務の登録について（新規） | | 答 申 |
| 特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部委託について | | |
| 公売に関する業務の外部委託について | | |
| ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業システムに記録する個人情報項目について（新規） | | |
| 介護予防事業に関する業務の外部結合について | | |
| 介護保険請求データ伝送システムに記録する個人情報項目について（新規） | | |
| 各衛生学級・講習会参加者台帳システムに記録する個人情報項目について（新規） | | |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| | ごみ収集・資源回収（し尿収集）に関する業務の外部提供について | |
| | 就学児童・生徒情報等管理システムに記録する個人情報項目について（新規） | |
| | 講演会・講習会・施設見学会等に関する業務の外部委託について | |
| | 図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部委託について | |
| | 杉並区立図書館電算システムに記録する個人情報項目について（新規） | |
| | 指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて | |
| | すぎなみ子育てサイトに関する業務の外部委託について | |
| | すぎなみ子育てサイトに記録する個人情報項目について（新規） | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 会長 | ただいまより「平成18年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会します。本日の出欠の確認をしたいと思います。 |
| 区長室長 | 本日の会議につきましては、夏目委員と高橋委員のお二方から欠席される旨のご連絡をいただいております。 |
| 平成18年度第2回会議録の確定 | |
| 会長 | それでは、議題に入りたいと思います。最初に前回会議録の確認をいたしたいと思います。この会議録について、何か訂正等のご意見ございますか。 |
| 法規担当課長 | 1カ所だけご訂正お願いいたします。4頁の上から16段目に法規担当課長の枠があり、「先ほどの説明の中でもお話ししましたが」という枠の中です。いちばん最終行の「の元に公開されている」となっていますが、その1行上から読むと「すでに請求者の元に公開されているという状態」と、この文書はちょっと分かりにくいものですから「の元」を削っていただき、「すでに請求者に公開されている状態になっております」と修正をお願いいたします。以上です。 |
| 会長 | ほかにございますか。無いようですので前回第2回の会議録は確定ということにさせていただきます。 |
| 報告・諮問事項審議 | |
| 会長 | それでは、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。 |
| (区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡す。) | |
| 諮問第15号、報告第15号、諮問第16号 | |
| 会長 | 最初に諮問第15号、報告第15号・諮問第16号について、一括して事務局のほうから説明をお願いいたします。 |
| 法規担当課長 | 諮問第15号、報告第15号、諮問第16号について説明。 |
| 会長 | それでは諮問第15号について、質問、ご意見はございますか。 |
| 委員 | 封入作業で中身を取り違えて発送するミスというのは、よそではよく聞くのですが、この税の発送業務に限らず、杉並区では過去にそういうことはなかったかということが1つ目。2つ目は、杉並区では取違いを防ぐために、どのようなマニュアルを作っているのかをお聞きしたいです。 |
| 課税課長 | 本年度も例年と同じように作業を職員が手作業でやりました。その際1件だけ、本来はAさんに送るものをBさんに送ってしまいました。未然に防ぐ手当としては、3人1組の体制でやるようにしました。引き続き委託をしても作業は、3人1組で点検をしながらやっていくというところは、注意事項に書いておこうと思っています。 |
| 委員 | 内容の欄ですが、真ん中ぐらいに「区職員が作業に立ち会うこととする」とありますが、手を出さずに見ているということなのでしょうか。その2段下に「所定の郵便局に搬送する」とありますから、発送物を窓口で受け渡すところまで職員の方がついて行くのでしょうか。 |
| 課税課長 | 随時、封入作業をしているところに立ち入り検査をし、目視による監視を |

| | |
|--------|---|
| | 行うことを想定しています。それと、業者が封入したものを郵便局に運ぶ際に、同乗して郵便局の窓口まで職員も同行することを想定しています。 |
| 会長 | よろしいですか。 |
| 委員 | はい。 |
| 委員 | 税金のことですから、まさにおっしゃったとおりプライバシーの保護が大事です。その観点からすると、封緘作業なのですが、たぶん前提として、役所内で行うことが前提になっているのではないかと思います。もしそうであれば明記をすべきではなからうか。2番目としては、区職員が作業に立ち会うことが「適宜」となっています。もちろん常時いたからといって、抜き取りだとか誤入について防止できるかということ、必ずしもそうではないと思いますが、少なくとも、機械的な仕事であるけれども内容的にみると極めて重大だということから、やはり常時立ち会う必要があるのではなからうかと思うのです。この点はいかがでしょう。 |
| 課税課長 | まず封入封緘する場所ですが、これは受託した会社の工場といたしましうか、スペースを想定しています。区役所の中ではございません。それと、適宜職員が立ち会うという件については、いまご指摘がありましたので、今後、常時立ち会うようにしていきたいと思えます。 |
| 委員 | 重ねて質問します。外部受託先で行うことになると、ますます心配です。役所内で作業を行うことは難しいでしょうか。 |
| 課税課長 | 会場の確保等で難しい面がございます。 |
| 会長 | 今まではどこでやっていたのですか。 |
| 課税課長 | いちばん大きい会議室を使っておりました。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | 重複しますが、私も区役所から持ち出すということについては不安を感じます。できたら、やはり庁舎内でやることではないかと思います。 |
| 課税課長 | できれば庁舎外に持ち出してやっていきたいと思っています。これはほかの区と比較をしてもしようがないのですが、現在23区で区役所の庁舎内で、手作業でやっているのは杉並区だけと聞いてございます。ほかの区も外部に持ち出して委託作業でやっていますので、この際、杉並区でも同じように委託作業をしたいと思っております。 |
| 委員 | 人海戦術で作業を行う、そのために庁舎内を使えないから外部委託する、という説明でしたから、スペースさえあれば外でなくてもいいわけですね。特別な設備がないとできないということではなくて、スペースさえあれば庁舎内でできるということですね。だから庁舎内でやってほしいです。 |
| 法規担当課長 | おっしゃるとおりなのですが、これまではこの第4会議室を使っていたのですが、来年以降、庁内の会議室の変更等もあり、ここが使えないということで、物理的にもできなくなったので、今般、外部委託をしたいということです。スペースがあれば当然この中でできるのですが、物理的環境でこの庁舎内でやるのは難しいというのは事実としてございます。 |

| | |
|------|--|
| 委員 | 今まで職員だけでやっていたのですか。 |
| 課税課長 | そうです。 |
| 委員 | それで、今度、外部に委託するということですよ。 |
| 課税課長 | はい。 |
| 委員 | 外部に委託して常時見ているわけですね。 |
| 課税課長 | はい。 |
| 委員 | 外部委託して職員がその作業を監督しても、間違いがまったくなくなるわけではない。こんなことを言っただけでは職員の人に悪いのですが、職員の人をやっても間違えるかもしれない、これまで1件、間違っていたと言うのだから。それよりも、庁舎内にスペースがないとかの現実的な問題、外部に委託することによって、いま政府のほうで言っている簡素な区役所づくりとか、そういうようなことからすれば、別に異常なことではないのではないかと思います。 |
| 委員 | 外部委託の期間が「4月～5月」とありますから、これは何日間か何十日間か続けて、その場所に税の通知書が積んでおかれるということになるのかなと思うのです。そうすると作業が終了するまで置いてある場所の、部屋の管理をどうするのかも気にかかるのですが。 |
| 課税課長 | 外部に置いておく期間は概ね10日間を予定しています。当然、場所等につきましても、事前に私どもが見に行きまして、夜間の鍵の施錠の件ですとか、そういったところは厳重にチェックをした上で、お願いしたいと思っています。 |
| 委員 | <p>そうすると、①から③の封緘すべき書類が区役所から外部受託先に搬送されて、そこで封緘作業が行われて、それが郵便局に搬送される。このすべてにわたって区の職員が責任を持って監督するシステムは可能なのですか。要するに、搬送作業について常に区の職員がやるものなのか、任せてしまうのか。要するに事故を防止しなければいけないので、なるべく事故が起こり得る場面を少なくすることが大事である。庁舎内に来てもらってやってもらえば、少なくとも場所的には移動がないから一番いい。郵便局へ持って行くにも、すぐ目の前ですからね。そういう点で、ベターとすれば、やはり庁舎内を使って、外部の人に安くやってもらおう、そうすれば職員の方は休みの日にやらなくて済むと。</p> <p>質問をもとに戻すと、区から受託先に、受託先から郵便局へ持って行く作業は誰がやるのですか。</p> |
| 課税課長 | やるのは受託先の職員がやりますが、区の職員も常時立ち会うようにしたいと思っています。 |
| 委員 | 付いて行くのですか。 |
| 課税課長 | はい。 |
| 委員 | 外部委託に当たって、先方の受託企業の従事者は最高で何人ぐらい従事されるご予定でしょうか。見通しで結構です。 |

| | |
|--------|--|
| 課税課長 | 今現在では詳しくは分かりませんが、おそらく 30 名前後が従事するものと思っています。 |
| 委員 | 延べですか。 |
| 課税課長 | 1 会場にというか、1 日に 30 名。 |
| 会長 | そうすると、職員が 10 日間行くわけですね。 |
| 課税課長 | はい。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | 「民間業者」と書いてあって、期間が継続とありますが、随意契約かそれとも入札をやるのか。1 回それで決まった業者が継続ということになり、毎年その業者でやっていくという意味でしょうか。 |
| 課税課長 | 当然来年度は最初ですので、入札で業者は決まるとしています。 |
| 委員 | その業者はずっと何年か続くということですか。 |
| 課税課長 | それは 1 回ごとの入札で決めていこうと思っています。 |
| 委員 | この「継続」というのは、どういう意味があるのですか。 |
| 法規担当課長 | 外部委託記録票の「継続」というのは、この業務そのものが単年度で終わってなくなる業務ではなく、相手の業者が代わろうが業務として継続していくという意味でございます。 |
| 委員 | 30 人というのと、しかも短期間ですから、おそらく受託事業者は臨時職員を採用する可能性があると考えられるのですが、その辺のチェックについてはどうでしょうか。 |
| 法規担当課長 | 外部委託記録票の委託の条件で 10 項目を示してありますが、これについては個人情報保護に係る特記仕様ということで定めてあります。その仕様の中では、個人情報保護の責任者をおき、それから、作業場に入出入りする従業員については、必要最小限、常に住所、氏名を把握するというようにしておりますので、常勤の職員なのか、臨時に来る職員なのか、その人間の管理についてはきちんと特記仕様を定め、責任者のもとに、間違いのないようにやっていただくように仕様を定めていく予定です。 |
| 委員 | 事業者については個人情報保護について十分教育をし、区の職員の目が行き届くように、そして、終わった後、持ち出したり何かするというようなことが絶対にないように監視をしていかなければいけないですね。チェックポイントがおそらくあると思うのです。その辺は、リスクを検討していただいて、そのリスク管理をしっかりとやってもらうということが不可欠の条件に感じますね。 |
| 課税課長 | 職員が常時監視して、チェックポイントを設けて対応していきたいと思っています。 |
| 委員 | ただ見ていればいいのではなくて、やはりポイント、ポイントがあるわけです。例えば、退室するときに持って行かれたらアウトでしょう。持って行かないかどうかを見るとか。それから、鞆を持ち込んで来たときに、作業場に鞆を持ち込まれたら、もしかすると入るかもしれないですから、鞆は入口 |

| | |
|----------|---|
| | のドアのロッカーの所に 30 名分入れて置いて、持ち込ませないとかね。そういうのは他にも例があるのです。そういうようなことも個別に検討して、絶対に大事なものですから持ち出しができないように、万全の措置が必要でしょうね。お願いいたします。 |
| 会長 | ほかの区で事故は起きていないのですか。 |
| 課税課長 | 特に事故が起こったことは聞いていません。 |
| 会長 | その件でもし事故があると区の責任になるわけですから。この作業全般にわたってのマニュアルというか、それをきちんと作ってやらないと問題を起こすと大変だと思いますので、よほど気をつけてお願いしたいと思います。 |
| 課税課長 | はい、了解しました。 |
| 会長 | ほかにございますか。よろしゅうございますか。 |
| 委員 | いま会長が言われたことは非常に重要なことで、「リスクマネジメント」と、こういう世界では言っておりますけれども、そのマニュアルを区としてはしっかり作って、そして受託企業側とよく打合せをして、それが実行されているかどうか監視をする、そういうことが必要だと思います。だから、そのマニュアル作りが条件になるのではないのでしょうか。会長がおっしゃったとおりです。 |
| 委員 | 私もお聞きします。納税書との記載がありますが、これと封筒との関係はどうなっているのですか。外部委託でポーンと業者に渡して、封筒のほうは、宛先が書いてある封筒、そこへ名前を合わせながら入れていくという方法をやるのですか、どうなのですか。 |
| 課税課長 | 窓開き封筒で対応します。 |
| 行政管理担当部長 | マニュアルの件ですが、杉並区では、9月から行政管理担当の部門をつくりまして、外部委託に関するチェック体制を整えております。いま、外部委託の際に、10項目の条件を付しておりますが、それをさらに煮詰め、マニュアル化していきたいと考えております。また、主管課だけではなく、委託先の仕事の遂行を管理・指導していくという体制も整えていきますので、その辺は委員の皆さんのご心配のないように仕上げていきます。 |
| 会長 | ほかにご意見、ご質問ございますか。なければ諮問第15号は決定といたします。 |
| 委員 | 私は反対なのです。あくまで庁舎内でやることを努力すべきである。それがどうしてもできない場合は、先ほどのような外部に持っていくということもやむを得ないのかなど。何か、ちょっと努力が足りないような。会議室が使えないから外へ持って行くというニュアンスに聞こえるものだから。この問題のプライバシーというのはかなり重要なので、やはり原則としては庁舎内で扱うことにしたほうが私はいいのではないかと思うので。先ほど変わった内容としては「常時立会い」になったようですが、場所については庁舎内にすべきだという意見なので、このままですと私は反対です。 |
| 会長 | 反対は1名ですか。 |

| | |
|------|---|
| 委員 | 私も反対です。 |
| 会長 | はい、反対2名。ほかにございますか。なければ反対2名ということで、諮問第15号を決定ということにいたします。 それでは、次に報告第15号と諮問第16号について、質問、ご意見はございますか。 |
| 委員 | 参加申込みに住所が必要な理由を教えてくださいたいのです。住所は引渡時でいいのではないかと思います。つまり、落札後でもいいのではないかと思います。 2つ目は、公売保証金納付というのは、どのように実際にはなされるのでしょうか。納付書を持ってどこかに振込みに行くとかということであれば、その納付書に記入を求められる項目についても説明をしていただきたい。 3つ目は、氏名とありますが、氏名というのは本名のみ限定するというのでしょうか。以上です。 |
| 納税課長 | 参加申込みに住所が必要かというご質問ですが、国税徴収法で公売の手続が決まっております。公売に参加するものは、住所、氏名などの要件があり、その要件を満たした形で申し込んでいただくということで、住所を書いていただくことになっております。 次に公売保証金の受け渡しですが、方法としては2つございます。1つは区に住所、氏名を申し込んでいただいて、区より納付書を送って銀行等で納付していただく方法。もう1つは、オークション会社との決めごとになりますが、参加申込者がインターネット上でクレジットカードを使って公売保証金を支払っていただくという方法の2通りがございます。 氏名が本名でなければということですが、こちらのほうも公売に参加される方は本名で参加していただくことになっておりますので、本名で申し込んでいただくことになります。 |
| 委員 | インターネット公売の流れの(9)に「公売保証金を返還する」とありますが、この返還方法は銀行振込みでしょうか。 |
| 納税課長 | そのとおりです。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | ヤフーオークションなどは、公売に参加したい人はIDだけを取得すれば預託金も要らないでそのまま公売に参加できます。そのほうが個人情報の取得も少なくて済むのですが、先ほどの説明の根拠はなんですか。 |
| 納税課長 | 国税徴収法です。 |
| 委員 | 国税徴収法に、公売を実施するときには事前にそれぞれの、すべての項目を収集しなければいけないと決めてあるのでしょうか。 |
| 納税課長 | 国税徴収法の中で、公売に参加する者はその公売を行っている自治体に、住所、氏名を申し込んでいただくという決めがありますので、公売サイトを行っている運営会社と自治体宛に住所、氏名を届けていただく手続が必要になります。 |

| | |
|------|---|
| 委員 | 5頁のインターネット事業者の委託に係る個人情報の項目で、氏名、住所、電子メールアドレスを渡すことになっていますが、それはなくてもいいのではないですか。利用者IDだけで。それも国税徴収法にそう書いてあるのでしょうか。 |
| 納税課長 | インターネット会社がやっているオークションは、入札者はIDしか届け出ずに入札金額をサイト上に載せるわけです。自治体が行う公売のほうは、住所、氏名、ID、メールアドレスを届け出てください。 |
| 委員 | それは事業者に渡すということですよ。でもヤフーだと、郵便番号からはじまって、自分の氏名、住所、性別、年齢、生年月日、職業などについてはニックネームでもOKですよとなっている。 |
| 納税課長 | IDを橋渡しにして、住所、氏名というのは登録してもらいますので、IDということで氏名とか住所というのは、両方で共通したデータを持ち合うということになります。 |
| 委員 | 3頁の(7)「区は利用者IDにより最高価申込者を決定する」となっていますよね。申込者に電子メールで落札決定の連絡を区が行うのでしょ。だったら、その業者に渡す必要はないのでは。入札を決定するのはオークションの上で、民間業者が落札者を決定し、決定した人にいろいろなことをお知らせするのは、区がするのですから、業者にこの氏名、住所、電子メールアドレスを教える必要は全然ないと思います。 |
| 納税課長 | 公売の利用者IDを業者に登録するときに、住所、氏名を業者に登録していただくということで、IDを橋渡しに双方が、データを持ち合うことになるということになります。 |
| 委員 | ところが、例えばヤフーなどにID登録をするときは、架空のニックネームでもいいのですよ。 |
| 会長 | ちょっと説明が悪いのではないかと思います。業者に委託する場合、区役所も業者を利用するわけでしょう。 |
| 納税課長 | はい。 |
| 会長 | その手続が2段階になっているという説明をちゃんとしないから、こういう質問が出てくるのではないかと思います。 |
| 納税課長 | 申し訳ありません。普通のオークションとは別にインターネット会社に公売用のIDをとっていただくというのが、まず1つ。それと入札に参加する際には、入札を行う自治体に対して住所、氏名、ID、メールアドレスを通知していただくというのが1つありますので、両方で同じ情報を持つということになるということです。 |
| 委員 | 公売用のサイトが別途あるということですか。 |
| 納税課長 | そのとおりです。 |
| 委員 | 一般のオークションとは別個に、公売に参加する人はそれ用のIDを取得するということですよ。 |
| 納税課長 | はい。 |

| | |
|------|--|
| 委員 | そうすると、公売用のIDを参加者が持っていれば、事業者に参加者の実名、実在の住所、電子メールアドレスを教える必要はないですね。業者が区に、この人が最高価格で入札しましたよと連絡してきますよね。区は3頁の(7)で、実名、実在の住所、電子メールアドレスを把握しているわけですから。民間事業者が、その人に直接連絡するのではなく、区が落札した人に連絡をするわけですから、事業者はこの個人情報が必要ないですね、ということを知っているのです。だから、5頁の委託に係る個人情報の項目の1、2、3は要らないですねとお尋ねしているのです。 |
| 納税課長 | インターネット公売に参加する場合に、業者がそのIDを発行する条件として住所、氏名等を登録していただくというのがありますので、両方に出していただくということです。 |
| 委員 | それは法令にそういう根拠があるわけですね。 |
| 区長室長 | ちょっとよろしいですか。 |
| 会長 | はい。 |
| 区長室長 | すごく簡単なことなのですが、委員のおっしゃる民間事業者というのは、要するにヤフーのことでしょう。 |
| 納税課長 | はい。 |
| 区長室長 | 我々がいろいろな所で利用する一般的なオークションに登録するのは、ペンネームみたいなものからいろいろなやり方があると思いますが、これは公売で、つまり税の公売に基づいてやるわけですね。先ほどからご説明しているように、国税徴収法に基づいて行うもので、要するに、1つの公売の利用者IDを別個に持たなければいけない。それを持つに当たっては住所、氏名が基本的な要件になっているから、この資料に記載のとおり、それを入力することによって利用者IDを取得するというふうに理解していただければ、何ら問題はないのではないのでしょうか。 |
| 委員 | 要するに、公売だから区役所とすれば国税徴収法に従って、住所とか氏名をちゃんと押さえなければいけないと。区役所は参加する人の住所、氏名を書いてIDを作るわけでしょう。 |
| 納税課長 | はい。 |
| 委員 | 私は、一般的なヤフーのオークションではこうなっていますと説明したままでです。 |
| 委員 | ただし、これは公売という制度のもとにおいてやるので、氏名、住所等が必要ですよというのは、法的な根拠に基づいた意見ではないのかな。 |
| 委員 | 要は、似て非なることなのでしょう。 |
| 納税課長 | はい。 |
| 委員 | そう言えばいいではないですか。一般と違うのだから。 |
| 納税課長 | 公売のサイトと一般の方がやっているオークションのサイトとは別個の運営のもとに行われていますので、システムも違うものになります。 |
| 委員 | 国税だから必要なのでは。民でやっているのと、公売とは違うから必 |

| | |
|------|---|
| | 要なのですか。そこがポイントです。もし必要であるならば、その点を答えればいいのではないかと。 |
| 委員 | 今問題になっているところは、区の説明だとインターネット公売の流れの（１）からすでに法律に基づく公売であるから、住所、氏名を言わなければ駄目だよと言って、委員の方は、民間を利用している間は仮名でもよしとして、最後に住所、氏名を聞けば良いのだから、なぜ民間のインターネット会社に住所、氏名を告げなければいけないのかというところでしょう。 |
| 会長 | 今までやっていた公売をインターネットでやろうというだけでしょ。 |
| 納税課長 | そうです。 |
| 会長 | その辺をはっきりさせれば、どうという話ではないのでは。 |
| 納税課長 | 公売ということですので、民間のオークションとは違うということで、当然、自治体には住所、氏名は届けていただくわけですが。それを行う業者に対しても、住所、氏名は必要なのかということなのですが、業者としても、やはり公のものを売るわけですから、確実性といいますか、遊びで入れるようなことは好ましくないと考えています。住所、氏名で間違いなく、サイトのIDを取得していただくことが必要であります。普通のオークションのIDとは別のIDを登録していただいて、そのIDをもって公売に参加していただくということになります。 |
| 委員 | 結論的に言えば、区役所のほうは、区の条件としてはこうですよとヤフーに言うということなんですよ。それに外れる人は駄目ですよと、それに尽きるのではないのですか。 届けた人しか参加できないのならば業者は申し込んだ人が区役所に住所とかを届けたかどうかは、何で確認するのですか。区だって、届け出のある人はこういう人ですと業者に伝えるわけですよ。 |
| 納税課長 | はい。出品するのは自治体ですので、ちゃんとした裏付けをもって入札していただく必要があるということです。 |
| 委員 | そうでなければ業者だって受け付けないでしょう。住所、氏名を届け出る人以外の方がいくら高額の札をつけたところで、住所等の届出条件を満たしていないことで、業者としては、その人に落とすわけにはいかない。仮に落札したところで、これは駄目、失格ですということになるのではないですか。 |
| 納税課長 | そのとおりです。 |
| 委員 | それなら話は分かります私と思うのですが。事前に住所、氏名とかを届出制にしておかないと、架空の名前で面白半分で作られては困るからでしょう。 |
| 納税課長 | はい、そのとおりです。 |
| 委員 | 住所、氏名を覚えておくことは必要だと思います。 |
| 会長 | それではほかに質問、ご意見は。 |
| 委員 | 口座情報の取得はどの時点なのでしょう。返還の時点でしょうか。また、4頁の登録票の中で、性別、本籍という項目がありますが、これはどういう |

| | |
|---|---|
| | ふうに必要なのでしょうか。それから、提供資料の5頁に「提供資料の返還義務」という項目がありますが、入札記録の削除については、取り決めはあるのでしょうか。 |
| 納税課長 | 口座の情報の取得ですが、申込時でございます。2番目の本籍等の情報ですが、こちらのほうは公売を行う物件を調査するとき、あるいは、差し押さえるときに本籍等の情報の取得が必要でございます。入札記録の削除については、ヤフーとの契約で、一定期間はヤフーが保持して、その後は、ヤフーが契約上削除するという形になっております。 |
| 委員 | 取り決めてあるということですね。 |
| 納税課長 | はい。 |
| 委員 | それは委託の条件のところに書くべきではないのでしょうか。 |
| 法規担当課長 | この委託の条件というのは、個人情報保護条例ができたときの通達で10項目に整理しています。先ほども議論がございましたが、この10項目については、今おっしゃったようなことも、業務ごとに着目して、業務に必要なものについては適切な管理ですとか、返還義務とか、そういう項目の中に全部入れていくということです。今回は秘密保持契約を結びますので、その中に入れていくことになります。 |
| 委員 | まだ1つお答えしていただいていないのが、性別をどういうふうにするかということなのですが。 |
| 法規担当課長 | これは先ほども出ている国税徴収法の141条以降に、質問及び検査ですとか、搜索の権限及び報告の中に、滞納者の財産調査をするときに全部出てくる項目ですので、ここに従来から入っているということになっております。 |
| 会長 | ほかにございませぬか。それでは、報告15号は受けたことにいたします。諮問16号は決定ということでよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 会長 | それでは決定といたします。 |
| 報告第16号、諮問第17号、諮問第18号、諮問第19号、報告第17号 | |
| 会長 | 次は、報告16号、諮問17号、諮問18号、諮問19号、報告17号について、一括して事務局から説明をお願いします。 |
| 情報システム課長 | 報告第16号、諮問第17号、諮問第18号、諮問第19号について説明。 |
| 法規担当課長 | 報告第17号について説明。 |
| 会長 | 最初の報告16号と諮問17号について、ご質問があればお願いいたします。 |
| 委員 | 「電算記録を開始する」とありますが、この入力には職員がするのでしょうか。2つ目は7頁の7「緊急時連絡先」についてですが、これはおそらく連絡先の人電話番号や名前、続柄などだと思いますが、そのようなことでしょうか。 |
| 介護予防課長 | 入力するのは職員です。緊急連絡先というのは、おっしゃるとおり名前、電話番号、続柄です。 |
| 委員 | 緊急連絡先の説明のとおりだとすると、このような場合は電話番号、氏名、 |

| | |
|----------|---|
| | 続柄などを書いたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。 |
| 法規担当課長 | 電算入力では氏名、電話番号もあるのですが、いま所管課長からそのような例示が出たとおり、例えば耳や目などに障害のある方がいらっしゃると、電話ではなくFAXであったりと相手によって連絡先は異なってくるので、いままでもこのような書き方をしております。 |
| 委員 | 入力について、ここに出ている申請者はひとり暮らしの高齢者とあんしん協力員の2つ載っていますが、両方入力するのですか。 |
| 介護予防課長 | 両方です。 |
| 委員 | 助けられる側と助ける側の両方入力するのですね。 |
| 介護予防課長 | そうです。 |
| 委員 | 杉並区でやっている地域の助け合いネットワークの登録の申請書についても、いま担当の方が言われたとおり、耳や目に障害があるといったときの若干の症状などを書き込むことも必要ではないかと思いますが、いかがですか。 |
| 介護予防課長 | それは申込理由のところに書き込んであります。 |
| 委員 | そこでまとめてしまいますか。 |
| 介護予防課長 | はい。 |
| 委員 | まさにいまの質問のとおりで、何のためにこのようなことをやるのかということで、記録票の項目が馬鹿に簡単過ぎるという印象を受けるのです。いちばんのポイントが申込理由にあるならば、例えば定形的なものをずらっと並べ、どこかに丸を付けて記録しておくなど、使う目的と記録票の中身が合っていないとわかりづらい。いまのお話のとおり、ひとり暮らしの高齢者について言えば、もっと記録しておく必要があるのではないかと思うのです。逆に、いままでは過剰だと文句を言っていたのですが、はっきり言って今度は簡単過ぎるのではないか。これについてはいかがですか。 |
| 情報システム課長 | 確かに、高齢者等安心ネットワーク事業の中では、身体の状態などさまざまな情報をもって事業を推進していきますが、電算に記録するという点では、いわゆる名簿管理をして事務の効率化を図っていくわけで、すべてを電算に入れるわけではありません。事務の効率化に資する部分だけ電算に入力するという形で、簡単な項目になっているということです。 |
| 委員 | 区で出している地域の助け合いネットワークの申込書が既にあるのですが、いま説明があったとおり、申込理由の中に若干の書込みをすることになっており、こちらの書類には、その他の要点を書き込むところがあって、障害の有無や状況、病気の有無、薬を飲んでいる状態なども書き込む欄があります。これをそのまま載せれば簡単にひとり暮らしをしている高齢者の現状がつかめると思うので、理由とは全く別にそのような項目もあったほうがいいのではないかというのが1点。また、先ほど助けていただく側の登録と、救助に当たる協力員の登録という形で伺いましたが、緊急連絡先というのは、助ける側の人たちに連絡するような方法として捉えなければいけないのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。 |

| | |
|--|--|
| 情報システム課長 | この事業を進めるに当たって、確かにいろいろな情報が入ってきます。しかし、電算に記録する情報については、必要最低限のものに絞って、システムに記録していくのが基本的な考え方であります。今回は事務の効率化という点で協力員と高齢者の情報を、記載してある7項目について、電算に登録させていただくという形で進めていきたいと思っております。 |
| 会長 | 委員のもう1つの質問は、申請者とあんしん協力員とは別途の項目で対応したほうがいいのではないかとということでしたが、これについてはいかがですか。 |
| 情報システム課長 | 両方の情報が入ってきますが、何らかのサインを立ててすぐ区別ができるような形になると思います。 |
| 委員 | 区のほうできちんとした書類を取っていただくのは助かりますが、実際にこれを活用するのは災害があったときです。そのとき、高齢者を助けるためのいちばん大切な書類だと思います。いま消防団、警察、地域の自治体などいろいろありますが、実際のつながりは全然できていません。そのためにもこれをきちんとしておかないと、助けられる人も助けられなくなってしまいます。助けが必要なお年寄がいるならば、救助する側のパイプもきちんとして上で是非やってほしいと思います。 |
| 情報システム課長 | 今回諮問したのは、高齢者に限った安心ネットワークという事業ですが、区にはいろいろな災害時に援護が必要な方がおりますので、そのような方の安否確認をどのように行い、また、どのように助けるのかということをもっと大きな仕組みの中で、現在検討しているところです。そのときには、またこのような形で諮問をすることになると思っております。 |
| 委員 | 私の家の近所に、門柱に※「ひとり暮らし高齢者」というシールが貼ってある家があるのですが、この事業ですか。 |
| ※ 補足説明 (平成18年12月22日第4回審議会 で補足説明) | ※…このシールは、「ひとり暮らし高齢者の家」に貼ってあるのではなく、「ひとり暮らし高齢者をサポートする協力員の家」に貼ってあるものです。 |
| 介護予防課長 | 違います。 |
| 委員 | 危ないですね。 |
| 区長室長 | 区ではないと思います。 |
| 会長 | 報告16号を受けたことにして、諮問17号は決定ということによろしいですか。 |
| (異議なし) | |
| 会長 | 次に諮問18号・19号に移ります。質問をどうぞ。 |
| 委員 | 仕組みのことがよくわからないので教えていただきたいのですが、外部結合の記録票で、外部結合の相手は当然国保連だと思いますが、その方法が「インターネット回線」とあります。8頁の内容の説明のところでは、センターと国保連との間で「専用線で結び伝送する」となっています。その辺がちょ |

| | |
|----------|---|
| | っとよくわからないのです。 |
| 情報システム課長 | 確かに、事務事業概要の説明の中では専用線という言葉を使い、外部結合記録票ではインターネット回線となっていますが、実際には物理的に専用の線を引くということではなくて、インターネット回線のISDNを使って、両方の接続先を固定させてしまうというものです。インターネット回線だと、どこにでも飛べるのですが、そのような形ではなくて、このパソコンからはここにしか行けない、こちらからはここにしか行けないという意味での専用線だと理解していただければと思います。 |
| 会長 | 他にございませんか。ないようですので、諮問18号・19号は決定ということにいたします。次に、報告17号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 |
| 委員 | 報告17号に関連して、12頁の「個人情報登録票」の中の社会活動等の参加で、「行事等への参加状況」というのがあります。これはどのような行事か、また、どうしてこのようなものが要るのかを説明していただければと思います。 |
| 障害者施策課長 | たんぼぼ園ではいろいろなお祭りや遠足等の行事を行いますので、そういったものに参加したかどうか等についての記録です。子どもの活動記録が必要ですので、そういった点で記録をしているものです。 |
| 委員 | もう1つ記録の形態で、その他で初めて出てきたような感じだと思うのですが、「ビデオテープ」というのがあります。これもどうしてなのか、これですべてがわかってしまうような気がします。文書、電算の他に、さらにビデオというのはどのように解釈すればいいのでしょうか。 |
| 障害者施策課長 | 写真、ビデオについては、いま述べたいろいろな行事等の記録を取るためということと、もう1つは子どもの発達を経過的に観察する中で、動きなどといった点で重要だと思います。そういった発達療育に必要なものとしての記録を、写真あるいはビデオテープ等で保管しているもので、外部に出すものではありません。また、食事をするときの様子である摂食指導等も入っており、そういったものに活かしていくということです。 |
| 委員 | 保存とありますが、どのぐらいまでするのですか。 |
| 障害者施策課長 | 通常は卒園してから5年程度保存しますが、内容によって、それほど長期に保存の必要がなければ、一定の期間の中で廃棄という扱いをしております。 |
| 会長 | 質問ですが、11頁の事業の内容の2段落目の終わりのところに、「これまでの所得金額による応能負担から、サービス費用の原則1割負担（応益負担）へと変更になった」とあります。サービス費用の原則1割負担というのは、サービス費用のうちの原則として1割を負担させるという意味ですか。 |
| 障害者施策課長 | 介護保険同様、サービス費用の9割が公費で払われ、1割については利用者が負担するという仕組みに変わったということです。 |
| 会長 | そうすると、サービス費用の原則として1割が自己負担になっているという意味ですか。 |

| | |
|---|--|
| 障害者施策課長 | <p>計算上でいくと、利用料は1日 8,900 円程度で、その1割ですから1日当たり 890 円程度かかるということで10月からは1割負担となっております。</p> <p>しかし、杉並区では、法律上は1割負担ですが、負担軽減策という中で、今回は保育料と同様の所得状況に応じた形での負担割合で行うという趣旨です。</p> |
| 会長 | 他になければ、報告17号は受けたということにいたします。 |
| 報告第18号、諮問第20号、諮問第21号、諮問第22号、諮問第23号 | |
| 会長 | 次に、報告18号・諮問20号、21号、22号、23号について一括して説明をお願いいたします。 |
| 情報システム課長 | 報告第18号・諮問第20号について説明。 |
| 法規担当課長 | 諮問第21号について説明。 |
| 情報システム課長 | 諮問第22号について説明。 |
| 法規担当課長 | 諮問第23号について説明。 |
| 会長 | 最初に報告18号・諮問20号についてご意見、ご質問があればお願いいたします。 |
| 委員 | <p>13頁の真ん中に、「通知等のラベル出力などを効率的に行うために」とありますが、既にウエストサイズ物語に申し込んだ人にワープロラベルで宛名が貼ってある封書が来ていると聞いております。ワープロラベルとは言え、やはり、これは電算化と言うのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 健康推進課長 | 現在、ワープロのフロッピーディスクに保存しております。本体のスイッチの中には一切置かないという取決めでやっております。 |
| 情報システム課長 | <p>最近少なくなったのですが、従来はワープロで作っておりました。表などといったものについては、電算と言うよりは単なる機械の中に入っているものですから、いままでの電算入力記録票に電算として記録したものではないという取扱いをしてきたところです。ただ、いまパソコンがだいぶ出てきていますので、パソコンで管理する際には電算記録だということで諮問させていただいております。</p> |
| 委員 | <p>同じところで、14頁の記録票の5に「健康状態」というのがあります。捉え方によっては非常に幅広い中身ですが、ここではどのようなものを健康状態として記録しようとしているのか、その辺の中身の説明をお願いいたします。</p> |
| 健康推進課長 | <p>例えば、糖尿病教室というのは糖尿病予防自己管理支援モデル事業というものです。糖尿病にもいろいろな形があるとか、既往歴とか、家族に糖尿病の方がいるなどといった部分も含めてです。</p> |
| 委員 | <p>逆に言うと、そのようなところを指して、健康状態ということでもいいのですか。一般的には身長、体重、病気の履歴があったり、徴候が出てきたりなど、捉えようと思ったら非常にたくさんあります。そのようなことはこの中には入っていないということですか。もし、いまのような話のところだけで</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>あれば、健康状況としてはこれとこれというふうに、何か具体的に示したほうがわかりやすかったのかなという思いもあるのですが、その辺の説明をお願いいたします。</p> |
| 健康推進課長 | <p>身長、体重、血糖値などのデータは健康診断の値をお聞きする場合があります。健康状態というのは、いま述べたように、現在のその方の状態、もしくは家族にその病気があるかどうかなどといった状況です。</p> |
| 委員 | <p>そうすると、例えば糖尿病系がその家族にあるとか、ないとかといったことも、場合によっては健康状態の項目として聞いて、記入するということですか。</p> |
| 健康推進課長 | <p>講座の目的に必要な情報を全部並べることはできないので、場合によってはお聞きすることもあります。</p> |
| 委員 | <p>受講に当たって申込書を取るときは、病院に行ってあなたはこうですか、ああですかと質問されるのと同じようなもので、質問事項はかなり作るだろうと思います。そのような形で情報を収集したものをこの中に入れる、それとは別に、公的な意味で保健所、病院、診療所なりで入手しているデータも載せるようですが、どのようなデータの入手を予測しているのですか。</p> |
| 健康推進課長 | <p>今回追加する記録形態として、電算に入れるのは皆さんに書いていただく中身すべてということではありません。先ほどの説明が不十分で失礼いたしました。各種衛生学級・講習会などではその目的に合わせていろいろなことを伺いますが、それらは紙で記録して、そのうち今回の目的に合致した部分だけを電算入力するということになります。例えば健診データなどを見せていただきますが、それをすべて入力するなどということではありません。</p> |
| 情報システム課長 | <p>いま課長から話がありましたが、健診等をやれば相当なデータ量になり、項目数は増えてきます。その中で、ウエストサイズ物語であれば一部糖尿病の気があるとか、肥満度がどうだなど、その程度の状況を記録しておくということで、データを全部入れるというわけではありません。</p> |
| 委員 | <p>同じ5の「健康状態」の項目のデータについては、いつごろまで記録を保存しておくのでしょうか。</p> |
| 健康推進課長 | <p>保存期間は、一般的に言うところの5年といった形で考えております。</p> |
| 情報システム課長 | <p>ちょっと手元にないのですが、保存年限の基準があるので、それに従ってその期間保存することにしております。</p> |
| 会長 | <p>ほかに何かあればお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>先ほどのラベルの件について、私もこのモニターで、確かにラベルで来ていましたが、あるときは手書きでした。いまは住所録だけをワープロで打ったものが保健所にあって、保健センターから来るものは手書きにしているといった、ある意味、非効率なことをいままでやっていたということですね。</p> |
| 健康推進課長 | <p>保健所で一括してフロッピーディスクを作りました。各センターはそのセンターに該当する方の分のワープロディスクという形でしております。</p> |
| 委員 | <p>しかし、手書きで来るときもあったのです。それはいいのですが、住所録</p> |

| | |
|------------|--|
| | だけで健康調査などは別にないわけですか。 |
| 健康推進課長 | 現在は住所録だけです。この後は皆さんからのデータなども合わせて電算に入れていきたいということで、今回諮っております。 |
| 委員 | 希望ですが、抽象的なので、実際始めたら、できれば審議会で事後報告として、このようなものを行っていますということをして事後チェックで出していきたい。細かいものはいいですが、このように大ざっぱな項目の場合は出していただけるようお願いいたします。 |
| 会長 | 報告 18 号は受けたことにいたします。諮問 20 号は決定ということでよろしいですか。 |
| | (異議なし) |
| 会長 | 次に、諮問 21 号、22 号、23 号について、一括してご意見、ご質問があればお願いいたします。 |
| 委員 | 21 頁のコールセンターの外部委託記録票の中に「提供資料の返還義務」というのがありますが、コールセンターから区のほうへデータが伝送された後、そのデータはどの時点で消去されるのでしょうか。 |
| 社会教育スポーツ課長 | コールセンターからいただいた情報については、講座を実施したその日まで保存し、その後速やかに消去いたします。その後、所管においては文書保存規定がありますので、それに基づき、管理することになります。 |
| 委員 | 19 頁の「学校病」とはどのようなものですか。 |
| 学務課長 | 学校病とは、学校保健法で定められている、いわゆる伝染性などの治療が必要な疾病です。具体的には目の病気としてトラコーマ、結膜炎、皮膚病として白癬、疥癬、耳の病気として中耳炎等々の病気があります。 |
| 委員 | 17 頁のいちばん下の行のセキュリティ対策のところ、「データはサーバーで管理し、クライアントのハードディスクには保管しない」と記述してあります。情報漏洩の面から見ると、パソコンにデータが入っていないので非常に安全なシステムだと思えますが、データの無断コピーで漏洩するケースも多いわけですね。クライアントのハードディスクに保管しないという仕組みだと、データのコピーも抑制できるようなシステムが多いので、この場合もたぶん入っているのではないかと思います。いかがでしょうか。 |
| 学務課長 | そのような機能と合わせて、その都度アクセスログを採集し、誰が、いつ、どのような操作をしたかを逐一記録して、ハードコピーの防止、情報漏洩の防止に万全を期するといった対応をしております。 |
| 委員 | もっと積極的に、データの無断コピーはクライアントにはさせない、必要があればサーバーから一定の管理の下にやる、というのがあるべき姿ではないかと思います。記録を取って管理するというのではなく、せっかくここまでの良いシステムを入れたのですから、もう一步突っ込んでやっていただくことを希望いたします。 |
| 学務課長 | 通常のシステムの利用に向けて、端末からのコピーは想定しておりませんので、委員ご指摘のとおり、十分厳格な管理を行ってまいります。 |

| | |
|---|--|
| 会長 | ほかに何かあれば、お願いいたします。 |
| 委員 | 16 頁の諮問 21 号に関連して、水洗化を怠っている人に対する云々という説明がありましたが、本人同意以外の記録を取るとはどのようなことですか。また、19 頁の諮問 22 号の就学に関連するところで、45、46 はどのような内容の記録かを教えていただければありがたいと思います。 |
| 法規担当課長 | 16 頁の本人同意以外についてですが、区の清掃事務所がし尿の収集に行っていますので、その名簿のうち今回対象のものについて東京都に提供するということです。 |
| 会長 | 第 22 号の 45、46 についてはいかがですか。留め置き（とめおき）と読むではありませんか。留置（りゅうち）と言うと警察のようですから。 |
| 学務課長 | 45 の「原級留置」（げんきゅうとめおき）というのは、身体上の事情等々で上級の学年に進学できなかったことを想定した場合の事由です。 |
| 委員 | 不就学の区分とは何ですか。 |
| 学務課長 | 46 の「不就学区分」とは、例えばインターナショナルスクールなどといった所に通っていて、就学義務に違反している場合の印です。 |
| 委員 | 45 は留置ではなく、普通は上に行けないということで留年と言っているのではないですか。 |
| 学務課長 | 留置ではなく、「原級の留置き」という文部科学省の用語ですのでご理解ください。 |
| 委員 | 29 の留年とは違うのですか。 |
| 学務課長 | 29 の留年区分については、あくまでも有無ということで、しているか、していないかを○か×で区分し、記録しているものです。 |
| 会長 | ほかになければ、諮問 21 号、22 号、23 号は決定いたしますが、よろしいですか。 |
| | (異議なし) |
| 報告第 19 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号、諮問第 26 号、報告第 20 号・諮問第 27 号、諮問第 28 号 | |
| 会長 | 次に、報告 19 号・諮問 24 号・25 号、26 号、報告 20 号・諮問 27 号・28 号について一括して説明をお願いいたします。 |
| 情報システム課長 | 報告第 19 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号について説明。 |
| 法規担当課長 | 諮問第 26 号について説明。 |
| 情報システム課長 | 報告第 20 号、諮問第 27 号、諮問第 28 号について説明。 |
| 会長 | 最初に報告 19 号・諮問 24 号・25 号、26 号について一括してご質問、ご意見を承りたいと思いますが、いかがですか。 |
| 委員 | 22 頁の中段辺りに、タイムラグがたまに発生するという説明がありましたが、これはどのぐらいのものですか。時間のずれが出てきてしまうということかと思うのですが、その長さはどのぐらいなのか。同じ内容の項目のところで、外部委託の「民間事業者の本システムの運用・保守・管理の外部委託を行う」とありますが、この運用と保守と管理のそれぞれの範囲を説明してください。 |

| | |
|---------|---|
| 中央図書館次長 | <p>タイムラグですが、インターネットで入力をしていただいたものがほぼ一日蓄積されて、その日の分が夕方、私ども職員が午後5時ぐらいまで勤務していますので、そのときにまとめてシステムの本体へ持ち込まれるという作業を、手作業でやっているところです。</p> <p>運用・保守・管理の範囲の質問ですが、運用につきましてはオンラインでシステム全体を動かしますので、その全般を業者へ委託するものです。保守につきましてもシステム本体の部分と端末機などが各図書館に配置されますので、そういうものの保守を一括してお願いします。管理の部分も、一般的に24時間管理をしてもらいますので、その辺はすべて業者へ任せるといふ形です。</p> |
| 委員 | <p>以前、杉並区の図書館で貸出書類について誤りが発生し、当審議会でも話題になったことがあるのです。これは司書の方が誤って、図書の貸出にあたって、登録カードをリーダーで読まないで図書のバーをいきなり読んだために、前の人の方に貸し出した記録が入って、ご本人には貸し出してないことになってしまった。普通、これらについては最近、他の団体は、貸出票をプリントアウトして、本と一緒に図書館を利用した方にお渡しするなどの方法がとられている。不注意でうっかり図書カードを読まなくてもプリントがでなければ、そのときに気がつく。そういうふう人間が避けることのできない不注意を、システムとして防ぐように作られているものなのです。</p> <p>当区のシステムは昭和58年当時に入れられたシステムですから、そのチェックシステムが入ってなかったのです。今回の新図書館電算システムは、このような事故が起きないように貸出票がプリントアウトされるようになっていのかどうか。また、図書館の司書の方に、もっと注意せよなどという人的な問題だけで解決しようとする、非常に不幸なシステムになるのですが、その辺については、実際はどうなのですか。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>いまご指摘の貸出の受付の際に、前にお借りになった方に引き続き、次の方にお貸しするものを続けて登録をしてしまった、というケースが以前にあったということで、大変ご本人さまには申し訳なかったと考えています。今回のシステムでは、いま委員のご指摘のとおり、貸出の受付の一連の一人さまあたりの貸出の受付が終わりますと、貸出票というものをプリントアウトします。そのプリントアウトする際には、貸出の受付が完了したというサインを入力することも必要ですので、そういう受付というサインを入れて、なおかつプリントアウトするとの仕組みになっております。そのプリントアウトしたものをお貸しする方に手渡しするという一連の流れの中で、間違っても、次の方にお貸しするものが前の方に登録されるということはないと思っていますので、その辺は大丈夫だと思います。</p> |
| 委員 | <p>いまのお話は非常に良い話なので、是非実行していただくようお願いしたい。質問の内容については了解しました。</p> |
| 委員 | <p>パソコンの端末を操作するのは、図書館にいるカウンターの人ということでもいいのですか。2つ目ですが、インターネットと図書館のホームページが</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>これにつながるといふ新しいシステムになるということですよ。そうしますと、インターネットからホームページに侵入できるようになるのですが、これはどう考えていらっしゃるのですか。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>パソコンの操作とおっしゃられた部分ですが、私どものシステムでは利用者向けの端末と業務用の端末とを用意しているシステムになっています。蔵書検索などをする部分は、図書館ホームページで、ご利用者の方に直接触っていただき操作をしていただくものがあるのと、一方で業務用の作業をする端末機につきましては、あくまでも職員が操作をするということで限らせていただくシステムになっています。</p> |
| 委員 | <p>どのような本を誰が読んだというのは内心の個人情報になるわけですが、インターネットに直接つながりますと、そこに侵入することができるようになるわけですよ。その防御をどうしていらっしゃるのか、お聞きしたいのですが。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>その辺はシステムの中で厳格に制御をかけます。インターネットの部分のシステムと図書館のシステムの間にファイアウォールみたいなものを設けて、侵入によるデータの紛失、その他の障害を十分防げるようなシステム構成になっているということです。</p> |
| 委員 | <p>ファイアウォールは、ご存じのようにしばらくすると破られるようになってきています。旧来のシステムを別途にしておくようなことは、これから続けていってもいいのではないかと、その防御のためには必要と思うのですが、その辺はどうですか。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>今回のホームページ等の、インターネットの接続環境とシステムの関係で申し上げますと、現状の時点でそういう分離した状態ですと、インターネットでの操作情報が図書館システムの本体に行くまでにタイムラグが大きくなるということが今、問題となっています。そういう状況が一方で発生し、ご利用者の方に非常に不便な状態をおかけしているという現状もありますので、オンラインで情報が図書館システムに反映されるような形で、今回はシステムとしての構成を作っています。</p> |
| 委員 | <p>先ほどタイムラグは一日ぐらいだという話をいただいたのです。それがそれほど不便なことかと私は思いますので、便利だからといって、こういう破られる危険性の高いシステムに乗り換えていくということには賛成できないので、私は保留とします。</p> |
| 委員 | <p>22 頁の諮問 24 かと思うのですが、セキュリティ対策のいちばん下に「職員等の端末操作履歴についても記録・管理する」とありますが、これによって対策がより高度になるという意味ででしょうか、具体的にどういふことでこれが必要になっていくのか。</p> <p>それと 24 頁の「外部委託記録票」で、委託先との授受の方法で文書と磁気媒体と両方になっていますね。これはどちらかでもいいのかと思うのですが、私は素人でよくわからないので、すみ分けすることがあるとすればどういふ</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ことでこの両方になるのか、その辺も説明をしていただけるとありがたいと思います。</p> <p>また、26頁の「読書の啓発に関する業務」で「役職・地位」がありますね。これはどういうことでこういうことが必要か。3つほど聞いたと思いますが、説明をお願いできればと思います。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>職員等の操作記録ですが、こちらにつきましては、委託業者とオンラインで結ばれた状態の中で、職員がどのような操作をしたかというものを記録しておき、万が一の際に、いつ、誰が、どのような操作をしたかというのが参照できる形を取っているものです。24頁の委託先との授受の方法ですが、磁気媒体というものと、文書というのはデータのやり取りでは、区へ提供していただく資料の中で紙状のものがあるという想定です。</p> <p>26頁の、読書啓発に関する業務の「役職・地位」ですが、一応、職業、お勤め先というのも記録をさせていただいています。その一連の中で、どのような立場の方だということをご参考にご覧いただいていますので、記録をしているところです。</p> |
| 委員 | <p>全体的に聞きたいのです。性別はある所には入ってある所には入っていないみたいなものがあるのですが、これはどういうことですか。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>性別につきましては、これまでのシステムで性別の記録についてはさせていただいた経緯はありまして、性別の記録があるような記述を残している書面があります。ただ、今後、この新システムの導入後、3月以降は、この性別の記録につきましては記録をしないということになっています。</p> <p>もう1点補足をします。これは図書館での個人情報の管理ですので、実はいま登録をする際の書類などが残っています。その書類などを今後も引き続き保管しておかなくてはなりませんので、そういう意味で個人情報の扱いをこの指定管理者が保管上持っている必要があるということです。</p> |
| 委員 | <p>「生年月日」という項目が、住民記録等の情報の枠の中にあちらにもこちらにもあるのですが、図書館に関しては、生年月日は必要ないと思うのですが、なぜ収集するのですか。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>生年月日につきましても、窓口においでになられたご本人確認をして、利用者の登録、ご利用をしていただくわけですから。その際にご利用者の方の年齢等を勘案してご本人であるかということを確認する際に、生年を確認するために記録をさせていただいています。</p> |
| 委員 | <p>年齢をほぼ確定できるのであれば生年だけでいいのではないですか。氏名・住所・性別・生年月日を入れたら個人が特定できてしまいますから、生年までで十分ではないのですか。</p> |
| 中央図書館次長 | <p>年齢という見た形だけでご本人を確認するという意味では、生年というご指摘もあるとは思いますが、ご本人に窓口で確認をさせていただく際に、お生まれを職員のほうで確認をする際に、場合によっては月日もお聞きする場合もあり得ますので、記録をさせていただいているところです。</p> |

| | |
|---------|--|
| 委員 | 意見ですが、嘘をつこうと思えば実在の人の生年月日まですら言うことはできます。ただ、万が一のことを考えて、個人情報をこのようにつまびらかに収集しないほうがいいのではないかと。生年だけにして月日を削除していただきたいと思います。 |
| 委員 | 子どもが本を借りにいったときに、何歳ぐらいまで単独で貸してくれるのですか。 |
| 中央図書館次長 | 決まりとしては、0歳のお子さまから貸出します。ただ現実にはご本人が本を手にとって窓口へおいでになれる状況になれば、お貸しできると思っていますので、何歳からということはありません。基本的には保育園の最終の小学校へ上がる少し前ぐらいのお子さまからは、ご本人で直接お借りになっているケースはあります。 |
| 委員 | うちの孫などが借りにいくと「保護者を連れていらっしやい」と言われる場合もあるのです。年齢とかそういうのを聞いて単独で貸してくれる「保護者を連れていらっしやい」と言う場合もあるのです。そうすると、借りにきても、「はい、そうですか」と貸すわけにはいかないから、住所とかそういうことは言える程度の人を対象にして単独で貸すとするならば、年月日というものは必要ではないかと思うのです。ただ、杉並区ではそのようなことは確認もしないで、借りにきて「この本、貸してよ」と言ったら、「はい、そうですか」と貸すというのであれば、これは問題だと思うのです。 |
| 会長 | ほかにありますか。 |
| 委員 | 私は諮問の24と26については賛否を保留したいと思います。 |
| 委員 | 私は諮問24と25について保留です。 |
| 会長 | わかりました。ほかにありますか。なければ報告19号は受けたことにします。24号についてはお2人の保留を除いて決定とします。25号についてお1人の保留、26号についてもお1人の保留で決定ということにします。 次に報告20・諮問27・28号について一括してご質問、ご意見ありますか。 |
| 委員 | 意見ですから返事は要りません。30頁の委託の条件に関連してです。最近の情報システム開発委託の事項を見ますと、3つほど特徴があります。1つは、受託会社の従事者が私物のパソコンを使って開発業務に従事して、そのパソコンからデータが流れたり紛失したりということで漏洩が起きる。2番目は、区に無断でコピーをして、それが結局流れていく、つまり無断コピーです。3番目は、開発用に使われたパソコンが盗難に遭うということで個人情報の漏洩が起こる。 これを委託の契約のときに、従事者が私物のパソコンを絶対に使わないこと、2番目に無断コピーは禁止すること、3番目にパソコン盗難防止については十分に配慮することの3点に十分ご注意ください契約をしていただきたいと思っています。 |
| 子育て支援課長 | 今回、受託をさせていただき事業者が、現在プライバシーマークを申請中で、取得見込みです。かなり厳格にコンプライアンスプログラムに基づき、 |

| | |
|---------|--|
| | <p>厳格な管理をしており、社員教育などにつきましても定期的に個人情報保護に関する教育を行っております。そういう意味で、万全な対策は図られていると私どもは考えていますが、いま委員からご意見という形でいただきましたので、これについても検討したいと考えています。</p> |
| 委員 | <p>そういう話になるとまた別で、プライバシーマークを取っている業者がこういうこと（情報の漏洩）を起こすのです。第一義的には選択されるときには非常にいいご選択だと思うけれども、実際の運用になるとプライバシーマークの取得が個人情報保護のお墨付きになるかどうか非常に疑わしい。従事者の倫理の問題とか管理体制の問題になりますので、特に注意していただきたい。プライバシーマークを取った企業だから安心だと、大船に乗ったつもりでおやりになると痛い目に遭うと、そういう実例がありますので、ひとつよろしくをお願いします。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>かしこまりました。</p> |
| 委員 | <p>29 頁の「社会活動等の情報」の枠の中に「容貌・容姿」がありますが、これはどういうふうに使われるのですか。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>「容貌・容姿」ですが、このサイトの中でいろいろな形で写真等が使われることがありますので、そういったものに人物等が入っていた場合に、こういった表現で「容貌・容姿」という形で情報として登録するものです。</p> |
| 会長 | <p>ほかにありますか。特にないようですので、報告 20 は受けたことにします。諮問 27 号・28 号は決定ということにします。</p> |
| 委員 | <p>意見です。指定管理者制度はこれからどんどん拡大していくということですが、個人情報保護条例は一応区の職員が直営するという前提で制定された条例だと思うのです。これから 6 割、5 割の外部の人が直接、区有情報にタッチできるようになっていくことを踏まえるときに、いまのままの条例で果たしていいのかと。私は素人だからよくわかりませんが、弁護士の方や学識者の方が調査していただいて、それを踏まえて審議会で建議することが必要ではないかと思うのですが、今後の検討課題として考えていただきたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>貴重なご意見、どうもありがとうございました。ほかにありますか。それでは全部終わりましたので、答申の案文を事務局からお配りいただきたいと思えます。</p> |
| | <p>(答申(案)配付)</p> |
| 会長 | <p>いまお配りいただいた案文でよろしいですか。</p> |
| | <p>(一同異議なし)</p> |
| 会長 | <p>それでは、事務局から区長あてに答申書を送付することにします。 ほかに事務局から何かございますか。</p> |
| 法規担当課長 | <p>第 4 回審議会の日程は、12 月 22 日（金）午後 2 時 30 分、場合によっては 3 時からを予定しています。審議会終了後には、懇親会を予定しており</p> |

| | |
|----|------------------------------|
| | ますのでよろしく申し上げます。 |
| 会長 | 本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。 |